

## 第2章 議会・監査

○新潟県中東福祉事務組合議会定例会条例

昭和39年12月28日組合条例第2号

改正

昭和60年4月1日組合条例第1号

昭和61年8月30日組合条例第2号

第1条 新潟県中東福祉事務組合議会定例会は、毎年2回これを開くものとし、その時期は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年1月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月1日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月30日組合条例第2号）

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。